

事務連絡
令和2年2月7日

空き家等施策 御担当者 様

内閣府地方分権改革推進室
総務省地域力創造グループ地域自立応援課地域振興室
国土交通省住宅局住宅総合整備課

空き家対策等における「財産管理制度の活用」に関するアンケート
(令和元年地方分権改革提案重点事項)

平素より空き家等対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和元年地方分権改革における重点事項のうち「所有者不明空家に対する財産管理人選任申立ての活用促進」については、令和元年12月23日の閣議決定においてその対応を「空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行った不在者財産管理人(民法(明 29 法 89) 25 条1 項)又は相続財産管理人(同法 952 条1 項)の選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和2年中に周知する。」とされたところであります。

本調査はその閣議決定を受け、「債権を有していない場合であっても、市町村が行った不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てが認められた事例」を把握するために行うものです。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、下記内容をご確認いただき、アンケートにご協力のほど何卒宜しくお願いいたします。

記

1. 調査対象の市区町村

令和元年9月5日～13日に実施した「空家等対策に関するアンケート」(地方分権提案事項にかかる空家等対策の調査依頼の件)において、「債権を有しない者の所有する空家等への対策として、空家等が特定空家等ではない場合でかつ、家庭裁判所に財産管理人選任の申立てを行い、認容された」と回答した市区町村。

(問3の回答が②～⑤であり、かつ問5の回答が①であった市区町村)

2. 調査内容

空き家対策等における財産管理制度の活用について、「債権を有していない場合であっても、市町村が行った不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てが認められた事例」について調査を行います。

詳細は別添の調査票「000000_(〇〇市)「財産管理制度の活用」に関するアンケート.xlsx)をご参照ください。

3. 提出資料

①別添の調査票「000000_(〇〇市)「財産管理制度の活用」に関するアンケート.xlsx」

②事例の空家等の状況が分かる写真:2~3枚

※ 回答する際のファイル名は「6桁の地方公共団体コード_(地方公共団体名)「財産管理制度の活用」に関するアンケート.xlsx」に修正してご提出ください。

(例)011002_(札幌市)「財産管理制度の活用」に関するアンケート.xlsx

※ 複数事例実績がある市区町村においては、調査票をコピーして回答し、ファイル名を「6桁の地方公共団体コード_(地方公共団体名)事例●「財産管理制度の活用」に関するアンケート.xlsx」としてご提出ください。(●は数字を記入)

4. 提出期限

令和2年2月28日(金)

5. 提出先および問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

担当:福井

Tel:03(5253)8111 (内線:39375)

Mail:fukui-m2ea@mlit.go.jp

上記メールアドレスに、回答した調査票及び写真を添付してご提出ください。

※県および各地方整備局への提出ではございません。

6. 添付資料

①「000000_(〇〇市)「財産管理制度の活用」に関するアンケート.xlsx」

②地方公共団体コード_R1.5.1時点.xlsx

7. その他

本調査においてご提出いただいた内容につきましては、後日周知予定の事例集の一事例として公表する可能性があるほか、今後国土交通省が空き家等対策の取り組み状況を公表する資料に利用する可能性がありますのであらかじめご承知おきください。

また、公表資料作成に当たり、別途具体的内容等詳細ををお聞きする場合がありますので、その際は御協力を御願いたします。

8. 参考

民法(明治二十九年法律第八十九号)第25条第1項及び同法第952条第1項

(不在者の財産の管理)

第二十五条 従来の住所又は居所を去った者(以下「不在者」という。)がその財産の管理人(以下この節において単に「管理人」という。)を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

(相続財産の管理人の選任)

第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

以上